

平成30年度 上半期の財政状況

〔図C〕市債の目的別内訳

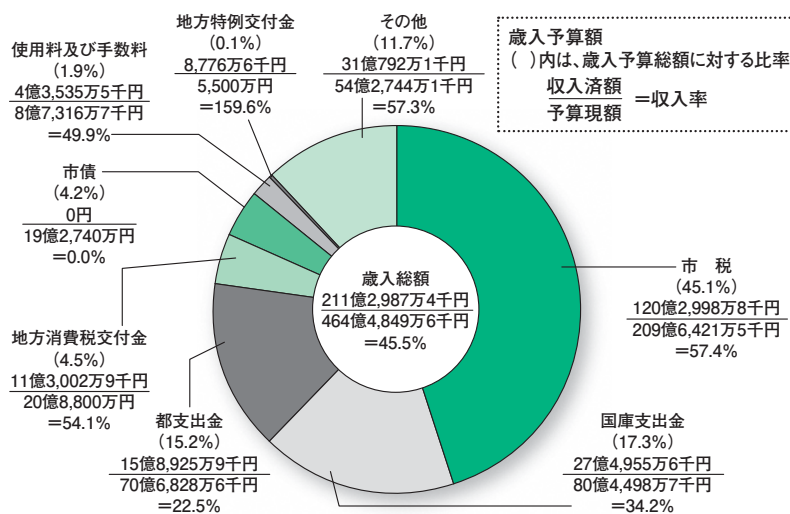
市債現在高224億4,523万8千円
()内は、市債総額に対する比率

臨時財政対策債 72億570万1千円 (32.1%)	都市計画事業 72億5,631万円 (32.3%)
文化センター等事業債 22億4,268万4千円 (10.0%)	下水道の建設 13億1,364万4千円 (5.8%)
小・中学校の建設 9億5,811万7千円 (4.3%)	その他 34億6,878万2千円 (15.5%)

市の財政は、皆さんから納めていただいた税金や国・都からの補助金などで賄われています。これらがどの仕事に使われているかを、平成30年度上半期（4月1日～9月30日）における予算の執行状況を通してお知らせします。

☎ 財政課 財政係 ☎ 042-387-9802

〔図A〕一般会計執行状況〈歳入〉



予算の執行状況

今年の9月30日現在における予算額は、一般会計と特別会計を合わせて総額694億9,951万2千円となっています。これは当初予算671億7,182万円（繰越事業費繰越財源充当額3億9,254万5千円を含む）に、補正予算額23億2,769万2千円を加えたものです。前年同期と比べ5.5%の増となりました。

一般会計

道路や学校、集会施設等の公共施設の建設や改修、少年自然の家（清里山荘）・総合体育館の運営や委託、社会福祉、消防、ごみ処理など、市が行う事業の大部分を賄う一般会計は、464億4,849万6千円で前年同期と比較すると、12.2%の増となっています。

主な財源である市税の収入率は57.4%で前年同期と比較すると0.4ポイントの減となっています。また、一般会計全体の収入率は、45.5%で前年同期と比較すると3.4ポイントの減となっています。

上半期の執行状況の内訳は、図Aおよび図Bのとおりです。

特別会計

各特別会計は、前年同期と比べ下水道事業は1.5%、介護保険は2.0%、後期高齢者医療は3.2%のそれぞれ増となり、国民健康保険は13.6%の減となっています。執行状況は左下表のとおりです。

市債

福祉施設の建設、都市計画道路整備、公園整備、小・中学校の改修、下水道事業には、多額の資金を必要としますが、この資金の一部を国や都・銀行などから長期にわたって借り受け、事業に充てています。このような市の長期借入金のことを、市債といいます。

市債の目的別内訳は図Cのとおりです。現在の市債の総額は、224億4,523万8千円で前年同期と比べ、9.4%の減となりました。

市有財産

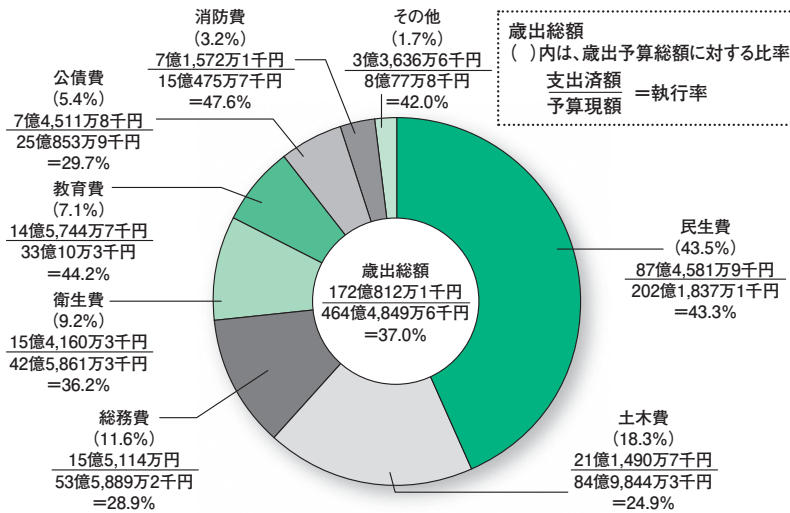
市が保有し管理している財産には、市役所の庁舎をはじめ、学校や集会施設などの建物や土地、その他の物品、基金などがあります。（図D）

市有財産の総額は、896億9,594万2千円で、前年同期と比較すると1.7%の増となっています。

〔図D〕市有財産の状況

土地 庁舎、学校などの敷地 340,900.22㎡	建物 庁舎、学校など 166,858.51㎡
有価証券 その他権利 株券など 5,418万4千円	物品 自動車など 16億8,036万4千円
構築物 学校のプールなど 5億4,105万9千円	基金 環境基金など 103億2,341万7千円

〔図B〕一般会計執行状況〈歳出〉



特別会計執行状況

区分	予算現額	収入済額	収入率 (%)	支出済額	執行率 (%)
国民健康保険	10,730,354	4,482,902	41.8	3,750,950	35.0
下水道事業	1,457,784	660,219	45.3	427,891	29.4
介護保険	8,222,855	3,685,468	44.8	3,225,293	39.2
後期高齢者医療	2,640,023	1,135,776	43.0	829,824	31.4

都民住宅 （東京都施行型） 入居者募集

募集内容 中堅所得者・家族向けの賃貸住宅（空き家）

募集案内（申込書）配布 12月3日（月）～11日（火）に、まちづくり推進課（市役所第二庁舎5階）、市役所第二庁舎1階受付、管財課（市役所本庁舎1階）、夜間・休日は施設管理室（同一階）で。期間中に限り、J K K 東京（東京都住宅供給公社）ホームページ（<http://www.to-kousy.or.jp/>）からダウンロードできます。

申込方法 12月13日（必着）までに、郵送で J K K 東京募集センターへ

問 J K K 東京募集センター ☎ 03-3498-8894

〒土曜・日曜日を除く、市まちづくり推進課住宅係 ☎ 042-387-9861

中小企業の事業主の方へ 中小企業退職金共済制度 等の掛金を補助

この制度は、退職金制度を持つことが難しい中小企業の事業主を対象に、従業員（パートタイマーも含む）の福祉の向上・雇用の安定を図ることを目的として、事業主が従業員のために加入する中小企業退職金共済制度または特定退職金共済制度の掛金の一部を補助するものです。

対中小企業退職金共済制度または特定退職金共済制度に加

入し、申請時に共済掛金および住民税（市・都民税）を滞納していない事業主 ※対象の事業主には、別途連絡します

補助金額・期間 被共済者（従業員）1人につき月額500円、加入した月から24か月を限度とします

必要書類 申請書 加入者内訳書 退職金共済手帳の写し 市・都民税納税証明書

申 12月21日までに、申請書に必要事項を明記し、必要書類を添えて勤労者福祉サービスセンター（市役所本町暫定庁舎2階）へ

問 勤労者福祉サービスセンター ☎ 042-387-2625

12月はおもろ東京滞納STOP強化月間

